2　参加資格、選定基準及び評価基準
⑴　技術提案書の提出者に要求される資格
次に掲げる条件を全て満たしていること。
①　文部科学省における平成31・32年度設計・コンサルティング業務の競争参加資格の認定を受けている者で主たる業務が「建築関係設計・施工管理業務」であること。主たる業務が「建築関係設計・施工管理業務」とは、希望業種が建築関係設計・施工管理業務で認定を受けていること、又は、複数の希望業種の認定を受けている時は、年間平均実績高が建築関係設計・施工管理業務でもっとも高い実績高を得ていることとする。
②　経営状況が健全であること。
③　不正又は不誠実な行為がないこと。
④　建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
⑤　次の何れかに該当する設計業務の実績を有すること。
ⅰ）同種業務として、平成16年度以降に元請として設計完了した、大学の校舎または研究施設で7,700㎡以上の新営の建築設計業務。
ⅱ）類似業務として、平成16年度以降に元請として設計完了した、校舎または研究施設で7,700㎡以上の新営の建築設計業務。
⑵　技術提案書の提出を求める者を選定するための基準
①　担当予定技術者の能力
資格、同種又は類似業務の実績
②　技術提案書の提出者の能力
技術力、同種又は類似業務の実績
⑶　技術提案書を特定するための評価基準
①　担当予定技術者の能力
資格、同種又は類似業務の実績
②　業務の実施方針
業務内容の理解度、実施方針及び手法の妥当性、工程計画の妥当性、技術者配置計画の妥当性
③　課題についての提案
提案の的確性、提案の独創性、提案の実現性
④　技術提案書の提出者の能力
技術力、同種又は類似業務の実績

3　手続等
⑴　担当部局　〒920―1192 石川県金沢市角間町　国立大学法人金沢大学施設部施設企画課施設契約係　電話076―264―5106
⑵　説明書の交付期間及び場所
令和２年４月16日（木）から令和２年４月27日（月）まで。
関係資料（様式等）の交付は、金沢大学施設部ホームページ（http://www.adm.kanazawa-u.ac.jp/ad_sisetu/kikakuka/koukoku.html）からのダウンロード配布のみとする。
⑶　参加表明書の提出期限、場所及び方法
令和２年４月27日（月）17時00分まで　⑴に同じ。持参又は郵送等（書留等の配達記録が残るものに限る。）によること。ただし、郵送等の場合は提出期限までに必着のこと。なお、ファクシミリによるものは受付けない。
⑷　技術提案書の提出期限、場所及び方法
令和２年６月22日（月）17時00分まで　⑴に同じ。持参又は郵送等（書留等の配達記録が残るものに限る。）によること。ただし、郵送等の場合は提出期限までに必着のこと。なお、ファクシミリによるものは受付けない。
4　その他
⑴　手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
⑵　契約保証金　免除
⑶　虚偽の内容が記載されている参加表明書又は技術提案書は、無効とする。
⑷　手続における交渉の有無　無
⑸　契約書作成の要否　要
⑹　当該業務に直接関連する他の業務の契約を当該業務の契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無　無
⑺　技術提案書のヒアリングを実施する場合は、別途通知する。
⑻　関連情報を入手するための照会窓口　記３⑴に同じ
⑼　記２⑴①に掲げる資格を満たしていない者も記３⑶により参加表明書を提出することができるが、記３⑷の提出期限の日において、当該資格を満たしていなければならない。
⑽　詳細は説明書による。

5　Summary
⑴　Classification of the services to be procured : 42
⑵　Subject matter of the contract : Preliminary Design Work of Industry-academia Collaboration Base in Kanazawa University
⑶　Time-limit to express interests : 5 : 00 P.M. 27 April 2020
⑷　Time-limit for the submission of proposals : 5 : 00 P.M. 22 May 2020
⑸　Contact point for documentation relating to the proposal : Facilities Planning Division, Facilities Department, Kanazawa University, Kakumamachi, Kanazawa-Shi, Ishikawa, JAPAN 920―1192 TEL 076―264―5106

資　　格

競争参加者の資格に関する公示

北海道開発局室蘭開発建設部が発注する勇払東部直轄災害復旧事業厚真ダム復旧工事は、特定建設工事共同企業体が競争に参加できることとし、当該共同企業体の資格審査に関し、その基本となるべき事項並びに申請の時期及び方法等について予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第72条第４項の規定に基づき、次のとおり公示する。
令和２年４月16日
北海道開発局長　後藤　貞二
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　01
1　工事名　勇払東部直轄災害復旧事業厚真ダム復旧工事（電子入札対象案件）（電子契約対象案件）
2　工事場所　北海道勇払郡厚真町
3　工事内容　堤体工１式（堤体掘削2,500㎥、盛立2,400㎥）、洪水吐工１式（Ｌ＝149m、土工量7,300㎥、コンクリート量2,900㎥、橋梁工（ＰＣ桁6.7m×24.68m）１橋、基礎処理工１式（カーテングラウチングＬ＝410m）、取水放流施設工１式（土工量410㎥、コンクリート量2,200㎥、取水トンネル充填工Ｌ＝54m）、付帯工１式（網場設備工１式、堤体観測工１式、管理施設工１式）、周辺整備工（貯水池内整備工１式、右岸下流法面工18,600㎡、右岸上流法面工2,800㎡）、仮設工１式
4　工事区分　一般土木
5　資格審査申請書の受付期間及び受付場所
⑴　受付期間　令和２年４月16日から令和２年５月15日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。
なお、令和２年５月16日以降（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、当該開札の時まで審査が終了せず、競争に参加できないことがある。
⑵　受付場所　〒060―8511 札幌市北区北８条西２丁目札幌第１合同庁舎　北海道開発局事業振興部工事管理課（電話011―709―2311内線5480）
6　共同企業体の構成員の数、資格要件等
⑴　構成員の数は、２又は３社とする。
⑵　構成員の組合せは、北海道開発局における工事区分「一般土木」に係る一般競争参加資格の決定を受けている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北海道開発局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再決定を受けていること。）。
⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記６⑵の再決定を受けた者を除く。）でないこと。
⑷　当該競争参加資格に係る申請の期限の日から決定を行う日までの期間に、北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領（昭和60年４月１日付け北開局工第１号）に基づく指名停止を受けていないこと。
⑸　各構成員が、次の各号の要件を満たすものとする。
ア　発注工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を受けてからの営業年数が５年以上あること。
ただし、発注工事と同種の工事について相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を受けてからの営業年数が５年未満であっても、これを同等として取り扱うことができるものとする。
イ　平成17年度以降に、次の(ｱ)及び(ｲ)の全ての要件を満たす工事を元請として施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。